

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（高浜発電所原子炉施設工事計画認可申請（原子炉格納容器電気ペネトレーションの改造工事））【4】」
2. 日時：令和4年10月14日 10時30分～12時05分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者  
原子力規制庁：  
（新基準適合性審査チーム）  
奥調査官、西内安全審査官、中野安全審査官  
  
関西電力株式会社：  
高浜発電所 電気補修課 課長 他4名（4名のうち、2名はTV会議システムにより出席）
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
提出資料：  
・資料1 高浜発電所3、4号機 設計及び工事計画認可申請書 補足説明資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから高浜発電所 34 号機の C Vペネの改造工事に係る施工認申請のヒアリングを始めたいと思います よろしくお願いします。
0:00:11	まずは関西電力の方から資料概要をご説明いただけますか。
0:00:19	はい関西電力のミイです。本日も用意してます資料は、
0:00:24	高浜 3 号機の設計及び工事計画認可申請書の補足説明資料ということ で 9 月 8 日、審査会後の資料 2-2 の
0:00:36	資料、そのあと審査会合のコメントを踏まえまして修正したものをご用意 いたしました。
0:00:44	審査会合後、修正したところを、一応簡単にご説明いたしますと、
0:01:02	95 ページになります。
0:01:07	92 ページからですかね。
0:01:11	92 ページ、95 ページですけども、
0:01:17	耐震のところ、
0:01:19	の記載について既工認では代表機器で評価していたところが、明 確にす、なるよう記載を修正させていただいております。
0:01:31	それ以外のところは特段、9 月 8 日から変更はないというもので、本日 資料をご用意させていただいております。以上になります。
0:01:40	はい。規制庁西内です。ありがとうございます。本件の修正箇所後はそ の他、申請全般に関して何か規制庁側から確認事項ありますか。
0:01:53	原子力規制庁の仲野です。私の方から何点か確認させていただきたい んですけれども、
0:01:58	そうですねまずは条文の整理のところ適用条文の整理結果のところな んですけれども、20 は、補足説明資料の 28 ページ、お願いします。
0:02:12	28 ページの中で表の中にある 58 条の耐圧試験等なんですけれども、 ここの部分ですね。
0:02:20	同じく表の中に、ちょっとフェーズんですけど 24 ページの 21 条の耐圧 試験の時に、使用前検査の段階の要求であるので、工認段階では先生 対象条文とならないというふうに、以前、
0:02:35	修正整理したと思うんですけども、58 条も同様の整理になるんじゃな いかなというふうに考えておりまして、
0:02:42	ちょっとこれはちょっと確認させていただければと思う。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:46	はい関西電力のミイです。今仲野さんからご指摘いただいた通りはい。21条、58条はSE側の要求ですので、11条と同じような記載になるというのが正しいかと思しますので次訂正させていただきます。
0:03:01	原子炉規制庁の中根です。承知しましたそうしましたらちょっと資料の方もお知らせいただければと思います。
0:03:08	続けてですね。
0:03:25	失礼しました続けてなんですけれども、44条の関係なんですけれども、
0:03:31	耐圧の漏えい率試験のところですね、補足説明資料だと、55ページとかの部分になるんですけれども、
0:03:48	55ページの中で、弱の4203の2017を、準拠して、説明いただいと 思うんですけれども、
0:04:00	そのジャックの4203の
0:04:03	規定の中にですね、この漏えい試験を算出するときに温度変化が少ないことを確認するっていうふうに規定がありまして、
0:04:12	今回のそのてね、その他漏えい率試験を行うときに、圧力計とかは、今までの資料、説明いただいと るんですけれども、こういった方法で、温度をはかるのかとかあとはどういったところに、
0:04:25	その温度をはかる設備があるのかっていうところの説明をいただければ いいと思います。
0:04:56	関西電力のミイです。ご質問いただきました件については、ちょっと別途 衛藤確認して回答させていただきたいと思えます。
0:05:09	原子力規制庁の中野です。承知しますと、
0:05:11	そうですね、ちょっとついでなので同じページないで恐縮ですけれども 55ページに、条文違うんですけれども、
0:05:19	同率試験の収支研の方ですね。
0:05:24	検査時の圧力値及び時間のところで、
0:05:30	括弧約24時間っていうふうに記載いただいと 思うんですけれども、ジャックの規定の中に24時間以上っていうふうに記載がありまして、 これの約24時間っていうのは
0:05:43	24時間を下回ることはないっていう前提で理解してよろしかったで しょうか。
0:05:49	関西電力のミイです。今いただきました通り24時間以上、圧力をかけ るということで間違いはないです。下回ることはないです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:02	減少規制庁野中です。理解いたしました。そうでしたら、B種試験の方だと30分以上とかっていうふうに記載あるので、もしよければちょっと記載を合わせていただければいいかなと。
0:06:13	はい。今いただきました関西電力のミイです。今ご指摘のありました、元この約24時間というところは、24時間以上というような記載に変更させていただきたいと思います。
0:06:27	院長規制庁の仲野です。承知しました。
0:06:32	続きまして
0:06:35	列試験の関係続くんですけども、同じく弱の4203のところローなんですけど、
0:06:45	この403の中で、
0:06:48	試験を行うにあたってその圧力計、
0:06:51	持っていると思うんですけども、その
0:06:55	契約の4203の中で圧力のえっ計の測定せ、制度が定められていてその機器の仕様だったりとかっていうものが、
0:07:04	規定されているんですけども、今回、経年接続されている圧力計ってところ、圧力計が、
0:07:12	その機器の仕様を満足してるかどうかってところをちょっと説明いただきたいなと思ってます。
0:07:21	関西電力の浅野です。漏えい率資金を実施する際には、
0:07:26	実際にペネについて圧力計は使用せずに、構成された圧力計を別途接続して
0:07:32	測定する形になりますので、そこについては尺の要求通りの
0:07:36	構成精度を持った計器で計測し、いたします。
0:07:41	以上です。
0:07:45	原子炉規制庁の中野です。そうしまして、今説明いただいたもん、話だったりとかあとは機器の制度だったりとかっていうものが、そのチェックの規定の範囲の
0:07:56	中であるものだっていうことを、この資料の中にいただいてもよろしいですか。
0:08:01	関西電力浅野です。承知いたしました。資料に反映いたします。
0:08:29	減収規制庁ナカノです。
0:08:31	続きまして、火災の関係で確認させていただきたいんですけども、
0:08:37	補足説明資料の89ページのところです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:50	今までのヒアリングのところで火災の影響軽減だったりとか、ケーブルの
0:08:56	系統分離だったりとかお話聞かせていただいたと思うんですけども、今回のペネトレーションに組み込まれるケーブルが火災防護対象機器じゃないので水時間耐火とかの系統分離はしないということを、
0:09:09	理解してるんですけども、これらの今、どうするケーブル、
0:09:15	に金属筐体を施工するだとかっていう、そういったところって申請書上だと、こういった整理で記載されていたのかってのを教えてもらっても、
0:09:29	関西電力のミイです。
0:09:31	申請書上とあれですかね、補足説明資料でなく申請書上というところですね。
0:09:38	申請書上は、
0:10:10	関西電力のみです。申請書上ですけども申請書上ではここまで明確には記載しておりませんときこ営企認可の工認の通り施行するという旨、
0:10:23	記載しております。その内容が今この補足説明資料で記載されている内容ということになります。以上です。
0:10:33	原子力施設のナカノです。土岐認可の通り記載されているっていうのは、あれですかね時計ブルー全般通して説明している範囲の中で、今回のケーブルも読み込むっていうような理解です。
0:10:49	関西電力のみです。ちょっとし、回答が的外れであれば申し訳ないんですが、
0:10:55	火災防護対象機器の選定とか、
0:11:01	その経営と影響軽減対策としてのこういう1時間耐火隔壁とか自動消火装置をつけるというような内容は、
0:11:08	平成 20、
0:11:10	7年に認可いただきました工事計画の内容から変わらないということで、変えないということでその旨記載しております。で、既認可の
0:11:20	工事計画の中で火災防護対象機器に選定したケーブルでないということが明確なので、
0:11:29	今回の申請の中では、そこまで細かい記載をしていないというところ
0:11:36	以上です。
0:11:40	細胞、そうですね、火災防護対象現象規制庁ナカノです。火災防護対象機器等に該当しないから申請上は記載してないっていう整理。
0:11:51	関西電力のミイです。はい。ご認識で結構かと思えます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:06	原子炉規制庁の中出所長お待ちいただければと思います。
0:12:13	原子炉規制庁野中です。はい。火災の件、承知いたしました。
0:12:18	そうしましたら、
0:12:23	続けてなんですけれども、
0:12:41	補足説明資料の 85 ページですね、ちょっとこれも 44 条のCvの関係に戻るんですけれども、
0:12:54	技術基準規則の 44 条の 1 号の 4 号で放射性物質を低減する設備、
0:13:01	の施設について記載がありまして、
0:13:04	今回の申請についてもアニュラスの開口部の部分の機密性の確保っていうのが、
0:13:11	規則上の解釈で要求されていると思ってるんですけれども、
0:13:15	今回の申請でアニュラス部の気密性の確保について、ケーブルの取りかえ等があると思うんですけれども、その取りかえを行うことによって、
0:13:25	その機密性の確保に変更がないこと、ないかとか、あとはそのケーブルの取りかえに際してその
0:13:31	機密性の確保に影響を与えるものがないかどうかというところを確認させていただければと思います。
0:13:40	関西電力のマイです。今おっしゃられた通り、この外部遮へい器のところから、エントレーションまでの間のケーブルも撮り変わりますので、
0:13:50	外部しゃへい鬼頭家の気密性というところも担保する必要があります。今もシールを承知をしてございますけども、この取替後の状態におきましても、
0:14:00	ケーブル敷設スタート、この貫通部についてはシール処置をして、気密性が確保されるというように、
0:14:08	工事を施工していきます。以上です。
0:14:14	原子炉規制庁の仲野です。
0:14:16	江藤のシール処置をし直すってことなんですけど工事の時には一応そのシールの部分は外したりとかしてケーブルを取りかえた後にまたシールをし直すっていうような理解でよろしかったですか。
0:14:28	関西電力のマイです。今仲野さんがおっしゃられた通りの通り工事を施工していきます。
0:14:37	原子力規制庁の仲野です。承知しました。ちなみになんですけれども、外部しゃへい機側のシールの構造であったりとかっていうのを今回の申請書の中で細かく説明とかってされてましたっけ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:48	関西電力のみです。このシールの処置の方法まではすいません補足説明資料は申請書の中には、目等、詳細に記載したところは今のところないです。
0:15:03	減少規制庁中です。そうですねシールの構造とか、できれば確認したいなと思ってのんですけどこれって
0:15:11	今回の申請以前の申請とかでその説明とかされてる。
0:15:15	いう理解でよろしいか。
0:15:20	そういうのがあれば自分の方で過去の申請とか確認して構造を把握しようかなと思ってのんですけども。
0:15:28	関西電力のみです。ちょっと私の記憶になっちゃうんですけどもこのシールの処置について明確にご説明した経営者はないというふうには考えております。
0:15:41	今いただきましたと、内容を踏まえまして、
0:15:45	この紙外部しゃへい機のところのシール、どのようなシールなのかというところは補足説明資料に追記させていただきたいと思います。
0:15:56	原子力規制庁の仲野です。承知しました。
0:16:02	一旦私の方からの確認事項は以上なんですけれども、規制庁側から他に確認するものがありますでしょうか。
0:16:14	規制庁西内ですけど少しお待ちいただいていますか。
0:16:20	規制庁西内ですけど。
0:16:22	ちょっと申請書の構成というか、整理というか、というノーで、
0:16:29	さっきなかなか質問してた、湖西をかさも例にしてちょっと確認していきたいんですけど、
0:16:36	まず今夏説明しようとしているのは補足説明っていう補足説明資料でいうところだと。
0:16:55	少しお待ちください。
0:17:02	補足説明。
0:17:04	補足説明だと、右下の通しページの 85 ページのところ、
0:17:09	多分取りかえ範囲の概要図が、一番わかりやすいのかなと思うんですけど。
0:17:13	衛藤。
0:17:15	今回まず要目表上で変更があるのは、まずこの電気配線原子炉格納容器を貫通している部分のペネトレーションについてですよね。
0:17:25	実際はここで説明いただいているように、付随それを取りかえることに伴ってそもそもケーブル自体も取りかえますよと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:32	という話があると思うんですけど、実際に取りかえるのはそのケーブル自体と、あとはペネトレーション自体、
0:17:39	と書いていいんですけど。例えば遮へい器の湯っていうシール処置とかもちろんやり直すわけですよ。
0:17:46	CTはそのケーブルとシールの外部遮へい器のところのシール処置と、あとはCVのペネトレーション自体の
0:17:54	取りかえというか交換という改造というかそういうものをするっていう理解でよかったです。他に何か弄れものってあるんですけど。
0:18:01	関西電力のマイです。今西井さんがおっしゃられた通り、ちょっと主なものとしては衛藤。
0:18:08	電気品本体、それにくっついてるケーブルというところですけども、先ほどおっしゃられた通り当然シール処置というところを取り外さないとケーブルは撤去できませんので、
0:18:20	こういうシール材のところは当然取りかわることにはなりません。
0:18:25	それ以外に取りかわるところがあるのかというと、ほかには、特段の端子箱の中の構造を変えとかそういうのはないので、ケーブルとか以外にシールのところは変わりますがそれ以外はないと。
0:18:37	いうふうな設計としております。以上です。
0:18:40	ありがとうございます。ケーブルトレイの、ケーブルトレイを収納してるその金属、
0:18:45	筐体のあれって何か、いわゆるカバーみたいな感じで取り外しができるような形になっていてところがのつけかえとかそういうことはしないって理解でよかったですよね。
0:18:54	関西電力のマイです。ケーブルトレイカバー自体はおっしゃられる通り、
0:19:01	開けたり閉めたりができますんで、今の既存のものをそのまま活用するという事で考えております。
0:19:08	規制庁西内ですわかりました。で、
0:19:11	そうしたときに、
0:19:16	まず、
0:19:18	二つ聞きたいのはペネトレーションについて説明してるっていうのはそれも明確であって、
0:19:23	最終的にその今言ったケーブル自体、あとはシール部についても、それはとりなんか何かしらその申請書上説明をしようとしているのか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:19:33	そもそもそれ改造しないわけですよ単なる取りかえじゃないですか、要は原子炉か何も変更しないってことでそもそも申請書で説明をし、しないような形、整理しているのかっていうと、まずどちらなのか。
0:19:45	あとはミックスし、物によって使い分けているのか、そのこの全体的なまず考え方がちょっと聞きたいんですけど。
0:19:53	はい関西電力のマイです。ちょっと統一感がないかもしれないですけどもしシール材みたいなところは、消耗品、消耗品というところとちょっと語弊があるかもしれないですけども、
0:20:06	特段工事施工後施工前で、構造とか仕様も変えるというようなものではないというところで、
0:20:17	施工方法について説明まではしてないんですけども、ケーブルというところは火災防護の説明書の中で、
0:20:23	テーブルが、
0:20:27	ちょっと非難燃ケーブルを使うのでこういう処置しますとか、特別な対応をするという説明をしているというところですかいいですかCシールは説明は特段今まで通りなので、説明してないというところでケーブルについてはちょっと今まで通りといえば今まで通りなんですけども、
0:20:42	ちょっと特別な対応というところもありますのでへの説明はしているというところ。
0:20:50	ニシウチです。もうもう少しちょっと大きい大枠で話をまずしたいんですけど、今おっしゃっていただいたのって多分、
0:20:56	いわゆる
0:20:59	ペネトレーション直史様内藤様とかってよく言うと思いますけど、要はペネトレーション自体が、その適合性を何か説明しなきゃいけないものなのか。
0:21:08	もしくは、例えばさっきのケーブルの話でいうと、多分それで発生防止とかそこら辺の話として、要はケーブルを今回のケーブルを防護しなきゃいけないっていう観点ではなくて、
0:21:19	いわゆる発生防止ってかの火災区域区画に対して行うものじゃないですか。そこにはオク非難燃ケーブルだからそういう処置をしますよってそういういわゆる、
0:21:29	加害者側って言い方をするとあれかもしれないですけど、そういう説明をしたい。要はその
0:21:35	と当該設計の基準適合性を説明したいのか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:41	いわゆる防護すしなきゃいけない設備に対しての影響という観点で説明をしたいのか。
0:21:47	ていうと、
0:21:48	まずシールと、この当該ケーブル両方とも対象ではないんだけど、そういう、
0:21:55	区域区画全体設計の中での説明として出てくると思えばいいんですかね。
0:22:04	関西電力のマイです。シールの部分は今、西内さんがおっしゃられた通り、レジャーの区画等アニュラス部の気密性という観点で、
0:22:14	処置するものになるので、言葉はよくないんですけど、被害者じゃないですけど
0:22:20	第三者といいますかそっち側かなというところではあるんですけども、ケーブルとかペネ本体というところはこれ自体の適合という観点で説明しているというふうに、
0:22:32	しております。
0:22:34	先にシールの方から確認したいんですけど、シールに関してはいわゆるAnnualの機密性の話ですよと。
0:22:41	で、それを今回添付書で説明してないと思うんですけどそこは特段、要は、今の現状の仕様を変えるものではなくて、先ほど消耗品ではありませんでしたが、いわゆる今回そもそもペネトレーションの改造しなかった。
0:22:54	ペネトレーション自体も、同仕様の取りかえであれば、少なくとも、申請対象にはなってないと思うんですよ。
0:23:00	なので、日常的に、同士の取りかえで他の発電所の中にいたところでやっているとと思うんですけどそういうものと同様として、そもそも今回の申請書には入れてない説明をしていないという理解でまたシール部についてはいいんですたっけ。
0:23:15	関西電力のマイですシール部は今、いたコメントいただきました内容で、
0:23:23	認識に違いはないというふうに考えてます。
0:23:26	理解しました。
0:23:28	ちょっとお願いしたいと思っているのがこの取りかえ範囲の概要に
0:23:33	まずシール部自体の処置の話先ほどなかなかそのニュアンスはそもそもどういう種構造なんでしたっけって話があったと思うんですけど。
0:23:40	関連してそもそも今回の申請上の扱い、
0:23:43	ですよ。
0:23:45	そもそもが申請。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:49	として申請対象として求められているものじゃないので申請書にもその説明は特段していませんよというようなことが明確にわかるようにちょっとどこかに明記しておいていただきたいというのが一つ。
0:24:00	で、同じ観点でケーブルどうなのっていうのをちょっと確認したかったんですけど。
0:24:05	まず、
0:24:11	今回は、
0:24:12	RFSのケーブルとあとは予備系プルでよかったんですけど。
0:24:21	関西電力のミイです。RMSミスですね。炉外核計装のケーブルになります。
0:24:28	すいません規制庁西内です。
0:24:32	あと、ちょっとすいません失念してしまったんですけど、RFSって、SA時のものを限定でしたっけこれは別にDBGから使ってるものでしたっけ。或いは単純にRFSにすって、DBSA共通の兼用設備でしたっけっていう質問なんですけど。
0:24:53	関西電力の日です。すいません、よく考えるとこの、今、この今回ペネを取りかえるもののケーブルですけども、一応、
0:25:04	JBで使うものではあるんですけども、かさ当期公認の中の火災防護の説明書の中にあります、原子炉の子、安全停止に必要な機器を達成するとき、
0:25:15	の中には含まれるものではないですというところで、ちょっとランクが落ちるのかなと思います。ただDBとかの時には使うもの。
0:25:24	いうところです。はい。
0:25:25	以上です。
0:25:27	まず全体の整理としてDB施設かつSA施設ではありますよと。ただ火災防護対象かというところちょっと別の理由で落ちてますよということですよ。まずわかりましたので、
0:25:38	ちょっとまだ全体の枠の話だけしたいんですけど、
0:25:42	DBSA施設の位置を変更にはなるわけですよ。
0:25:47	だから要目とかに記載されてるものではもちろんないんですけど、
0:25:51	そういう意味で今回
0:25:54	それは添付資料とかにどう書かれるかっていうと、
0:25:59	さっきのシール部と同じような整理で、書きませんわって言ってるようなものではないっつうことですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:06	結局そう意味で言うとあれか、火災に関してちょっともう少し具体的な話をしながらした方がいいと思うんですけど。
0:26:13	まず、火災防護対象じゃないって言ってるのは、既工認でいうと、原子炉の安全、まず発生防止、感知消火の断面で、
0:26:22	それを行う対象を整理してますよねと。
0:26:26	その断面でいわゆる電線カーンとか、そういうその不燃材で構成されるような部分っていうのは、
0:26:34	そもそも対象外とかって書いてあったりするんですけど、
0:26:38	今回のケーブルはどういう理由でまずその対象じゃないってしてるんですしたっけ、そういう理由では多分ないですよ非難燃ですし、
0:26:46	そもそも原子炉の安全停止に必要な系統ではないっていう整理なんでしたっけ。
0:26:52	関西電力の新美です。今西井さんがおっしゃられた通り今回取りかえるページに接続してついているケーブルの用途としては、
0:27:03	この原子炉の安全停止に必要な機器に該当しないというところの整理になります。
0:27:11	規制庁西内です。
0:27:15	ちょっともう少しだけ聞きたいのが、
0:27:19	いわゆる計装系じゃないですか。
0:27:22	安全停止のときには、要は計装系は、
0:27:27	ちょっとお待ちくださいねすみません。
0:27:50	あとすみません規制庁西内です。こちら確かヒアリング最初の方に確認した記憶も若干あるんですけど、
0:27:56	もともとの既工認の時に、ミスとかRMSが全く
0:28:01	火災防護対象として、安全停止に必要な機器として選定されてないかっていうと、多分そうではなくて、一部、
0:28:09	何チャンネルが確かと登録されてたと思うんですよ今回取りかえる日数の部分については、そもそも選定してない部分だから、そういう理解でよかったんですしたっけ。ジャニス全体がまず対象じゃないっていうわけではないですよ。
0:28:22	関西電力のミイです。おっしゃられる通りに数全体が対象ではないというものではないです。機構の中では、中性子元領域中性子束検出器これミスですけども、急性資源領域、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:36	というところのやつは原子炉の高温停止低温停止を達成するために必要な機器の中には含まれております。今回取りかえるものとしては、出力領域の中性子束検出器というところで、
0:28:49	見ているものが違うというところがあるので、今回の申請対象のページについているというものとしては、いろんな根底を呈し、
0:28:58	必要。
0:28:59	機器には含まれないというものです。以上です。
0:29:04	規制庁西内ですごくありますと、ちょっと分けますリスク。
0:29:37	規制庁西内です。
0:29:40	喝采に関して言うと、まずそもそもその対象じゃないよってという説明は、
0:29:46	88 ページだと。
0:29:53	多分これ電気ペネじた
0:29:56	についてのまた説明がされていて、
0:30:02	いわゆるそのRMSとニースのケーブルっていう観点で、対象、要はそういう、
0:30:10	火災防護を行う対象じゃないよってということは、ここに説明はしていただきましたっけ。
0:30:25	すいません 89 ページの真ん中ぐらいは該当ということですね。わかりましたありがとうございます。で、
0:30:30	その上でちょっと旋風申請者の添付の方をちょっと見て欲しいんですけど、
0:30:39	申請者の添付の
0:30:44	添付 4-3 ページのところから、
0:30:49	一番最初の冒頭の基本方針のところですけど、
0:30:53	火災の発生防止のこれ 3 段落目のところで、電気配線貫通部に使用するケーブルはって言ってると思うんですけど、この言い回し結構あの火災説明書全般で出てくるんですけど、
0:31:04	ここで言ってるケーブルは、
0:31:05	この今話してたRFSにそのケーブルの話をしたらいいのか。
0:31:10	それとも
0:31:12	例えば、ペネ自体に圧力受け付けてたりすると思うんですけど、漏えいの漏えい常に監視するために、
0:31:19	そう、そういう計装に使うようなケーブルの話をしたいのか、ここで言ってるケーブルは何を言いたい話でしたっけ。何を対象として言いたい説明でしたっけ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:30	関西電力のミイです。ここに記載しているケーブルというのはもう電気ペネ今回の申請対象以外も含めてなんですけども、丁寧に施設、
0:31:42	Bにくっついてるといとか、ペネの構造と一体になってるケーブルのものを指します。
0:31:49	以上です。衛藤。
0:31:52	ちょっと具体的にイメージだけかけて、
0:31:54	掴んでおきたいんですけど、それはだからまさに貫通しているケーブルのことではないって理解でいいんですよね。電気ペネを貫通しているケーブルまさにRMSトミスケーブルがあるじゃないですか。
0:32:05	そのことではないっていう理解でいいんですか。そのことを指している。
0:32:13	関西電力のミイですニースRMSとか以外にも、この電気ペネにはいっぱい他にもあって、
0:32:22	素行には、
0:32:25	こういった使用するケーブルは原則で入れると。
0:32:28	皆さん方、
0:32:31	を満足すると。
0:32:33	というようなものを使うというふうに決めていてそのん。
0:32:37	その辺に悪寒貫通するケーブルのことを言っているのは言っています。
0:32:45	規制庁西内です。両方行ってるってことですか。
0:32:50	関西電力のミイです土肥。はい。その認識です。
0:33:03	少しだけお待ちいただいてもいいですか。
0:33:13	規制庁西内ですけど、結局何を説明したいかがちょっと明確じゃなかったんで確認をしたいというのが意図なんですけど、これ多分既工認の時、要は新基準本体とかの時は、
0:33:24	RFSとかニース自体も、いわゆる申請対象であって、だからその、
0:33:28	基金、DB施設とか、衛生施設とかそういう機器に対し使用するケーブルって言ったときに、
0:33:35	そのペネ自体のケーブルの話と、あとはRMSのケーブルの話で多分そういうふうに読めると思うんですよ。ただ、電気配線貫通部に使用するケーブルって言われた時に、
0:33:46	RFSとかのまさにケーブルで、その便器配線貫通部を貫通してるケーブル自体を、言うのかどうかがちょっとあまり明確に読み取れなかったってというのが正直なところなんですよね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:57	だから言いたいのは、今回の工事計画で実際、最初に取りかえ範囲の概要として確認しましたが、取りかえるものケーブルすべてを言いたいってことなんですか。
0:34:10	関西電力のビジネス、とそ今取りかえるケーブルすべてを言いたいというのではありますはい、そうです。
0:35:13	規制庁西内ですけど。
0:35:15	今多分添付を見てもらうとあれなんすけどあんまりまず機構にはそもそも引用してないんですよ。そもそも添付上で、
0:35:27	ちょっとそこら辺の関係がどういうふうに申請書を作って説明したいのかがまずわからなかったというところと、あと、ちょっとそもそもよくわからないのが、
0:35:38	市ルーも、
0:35:40	要はニュアンスのシール部も一部今回取りかえるわけにいじるわけですよ。
0:35:45	そっちは特段の説明をそもそもしてませんと。ただケーブルについては、結局その
0:35:51	CVペネの附属物であるケーブル、
0:35:55	についてはそれは実際今回取りかえる対象。
0:35:58	例えばそのペネ自体なので、それは説明しますっていうのは一つはわかるんですけど、そもそも通ってるケーブル自体、
0:36:06	それはもう何か仕様変更するものでも何でもないのに、そこまで説明してるってなると、何かシール処置の方の話含めて、
0:36:14	どこに何か申請書に書かれの整理してるかがよくわからないっていうのが素直なところだったんですよ。
0:36:20	要は、
0:36:21	今回要目で取りかえるペネトレーション自体要目で取りかえるってしているんで、それ自体に使っているケーブルとか附属物として一緒に説明しますよ。で、
0:36:30	例えばそのペネ自体を取りかえるために、シール処置元も変えなきゃいけないしケーブルも変えなきゃいけないそういうそのその他系その他部分は全く仕様変更してないので、何か一部どこかで書いて、それ以降はでは特に触れてませんと。
0:36:43	というような理解を若干してたんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:46	申請書を見ていくと何かちょっと若干記載の整理が違うかなという気がして、どういう整理でどこまでを書いているのかという頭をちょっと作っておきたかったんですね。
0:36:58	関西電力のミイです。まずちょっと認識をさせてください。衛藤。
0:37:06	丁寧に酌み、ちょっと今のやりとりの中でちょっと僕がわからなくなってきたのがそのペネに組み込まれるケーブルというものを、
0:37:17	をどこまで考えてらっしゃるかなというのを確認なんですけども、補足説明資料の15ページなんですけども、
0:37:35	ここにもうすでに導入してます高浜1号機の江藤ペネの写真をつけております。
0:37:43	この左側の方はもうペネの本体、
0:37:47	のところを映してますし、右側の方はペネの本体から外部しゃへい機の方まで延びたという部分のことを示しております。
0:37:57	今ちょっと私が今まで申し出たのはペネを貫通するケーブルというのはこの、今写真に写っているところ、ボンベに組み込まれちゃっているところ。
0:38:06	のケーブルのことを、
0:38:09	今まで話していたということで、
0:38:13	これがあれですね、RFSミス自体のケーブルの話ですね。そうですねはい。
0:38:19	江藤さっきの説明聞いた限りだとこれ以外にも、ペネトレーション自体に使用しているケーブルがこれ以外にもあるやに、
0:38:27	僕聞こえたんですけど、そこが間違ってますから、まず、関西電力のミイです。
0:38:33	私がちょっと申し出たかったのはペネトレーション他にもあって、そこに使っているケーブルはという、意図でちょっと申し出たというところでありませぬ。
0:38:44	わかりましたじゃちょっとこの当該ペネだけで1回1回明確にしときたいんですけど、この当該ペネに使用してるケーブルは、このまさに貫通しているRMSにそのケーブル及びケーブル、
0:38:55	以外にはないって理解でいいんですかね、要は圧力計とか漏えい監視するために何か注継続つけたと思うんですけどそういうところの
0:39:03	ちゃっちいといったらいいんですけどそういうケーブルとかも特になんないって理解でまずいいんですかね。
0:39:07	関西電力のミイです。はい。今西さんがおっしゃられた通り、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:39:11	ミスRFSのケーブルで、
0:39:14	そこにあるケーブルというのは早速説明資料の、
0:39:23	11 ページですね。
0:39:24	11 ページに
0:39:26	ケーブルの他の名称を記載しておりますけども、
0:39:30	もうケーブルはこれだけね。
0:39:33	規制庁ニシウチですわかりました。だから申請書で言ってる電気配線貫 通部に使用するケーブルって言ってるのは、
0:39:42	何か正確に船田いうのであれば、RFSミスに使用するケーブルで、電 気配線貫通部を貫通しているケーブルって理解でいいんですかね。
0:39:52	関西電力のミイです。衛藤層の認識です。
0:39:57	まずちょっと1回前提は理解できますと。
0:40:08	今夏
0:40:10	例えば火災の説明書であれば、
0:40:13	そのままにRFSミスのケーブル自体の説明もいただいている。
0:40:18	わけですよ。
0:40:21	それはイエスでいいですよ。
0:40:23	セ・リーグのみですはい。その通りです。
0:40:27	それは電気配線貫通部友田って一体で買えるものだからっていうことも たまると思うんですけど、一方でそのさっきお話したシール処置の方も あれも取りかえるはずなのに変えないっていうそのケーブル塗装のシ ール処置の方の、何か違い。
0:40:42	等どういう理由でそこを書き分けてるのか。
0:40:48	あれなんですかねケーブル自体は、電気配線貫通部の一部をなすって 言ったらちょっとあれかもしれないですけど、
0:40:56	いわゆるペネT若干一体的なものになっていて、
0:41:01	そこまでは今回の鳥、PayPayの附属と言ったらですけど、そこまでを今 回の申請者の範囲としていて、それに伴ってシール処置とかも一部変 わる部分あるんだけど、そこまでは説明、だからさ、そこを境目にして るってことなんですかね。
0:41:17	あくまで申請書上説明してるのはペネと。
0:41:19	ペネに使用しているケーブルっていう部分を、
0:41:23	説明しようとしているもの、申請書上では、
0:41:27	はい関西電力のミイです。衛藤。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:29	まず頭でウエイトをお話すると、結論から言うと今西さんがおっしゃられるような内容かと考えてます。江藤今回申請対象になったというのはこの要目表で
0:41:42	本体の仕様が変わるというところで、申請させていただいております。
0:41:48	なのでその辺で本体にくっついて、工場とかでも一緒に組み込まれるケーブルというものは説明が必要かなというところで説明をしているんですけども、
0:41:58	工場とかで特段
0:42:02	作ったりするわけではなく、組み込むようなものでないシール材というのは特段変わるものでもない、現場でしょ、施工するときも変わるものではないので、
0:42:11	今回の申請の中で明確にシール処置のところを説明する部分はないというふうにさせていただきます。
0:42:21	今の説明で何となくイメージが湧いてきました結局だから、やっぱペネといったものがですね、
0:42:27	ちょっとよく僕が理解できてなかったのが、これは工場で施工するタイミングでもケーブルも全部含めてセットした状態で、発電所の中に納品されるっていうことなんですね。
0:42:38	関西電力のみです。今おっしゃられる通り、工場の方でケーブルを組み込んで製作をします。で、発電所に納入されるものになります。
0:42:48	なるほど、規制庁ニシウチですわかりましたなんかケーブルは、
0:42:52	発電所側なのかなってちょっと思ってたところがあったので、理解できますと、ここのところ結局でもエポキシを入れるからケーブルがないと、もう、
0:43:05	ということですよ。規制庁西内ですわかりました。私はそうよくよく上げたそうですね。わかりました。やっぱり僕がなんか一番最初気になってたのは、要は、
0:43:15	基本要目と基本設計方針の変更っていうのが施行に申請、と一部届け出もありますけどその対象になるわけですよ。だから添付書類って基本その範囲がまず説明されるべきであって、で、
0:43:26	付随スルー内容をどこまで書くかって、多分割等、
0:43:31	難しいというかところだったとだと思んですけど、そういう意味でいうと今回、一部は何か踏み込んでいて、ただ、そこまで踏み込んでない部分もあってってところのその境目がよく考え方がわからなかったんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:42	そういう意味ではやっぱり、取りかえ要目表の上で記載している内容、
0:43:47	と。
0:43:48	一体で取りかえるというか、関連性が深い部分というところで今回ケーブルまで含めて説明をしようとしているもの。
0:43:55	一方で、
0:43:56	指令装置の方については、
0:43:59	そことは切り離される工事であって話ですねあくまで、何となく理解しましてありがとうございます。
0:44:07	ちょっと次に、火災の発生のところで言うと、
0:44:14	じゃあその電気廃止。
0:44:19	電気配線貫通部に使用するケーブルはっていうところで、
0:44:23	難燃ケーブルを使用する設計とするっていう形で添付とかに書いてるんですけど、あれ、先ほど非難燃っていう話がなかったでしたっけこれで。
0:44:32	さっきの説明の聞き間違いでしたっけすみません。
0:44:35	関西電力のミイです。非難燃です。衛藤。
0:44:40	これ、申請書のすみません。
0:44:43	. 申請書の添 4-3 ページには火災の発生防止の基本的な考え、全体の考え方書いてるんですけども、
0:44:56	添付
0:45:02	4 の、
0:45:12	16、17 ページ。
0:45:15	なります。
0:45:19	ここで電気配線貫通部に使用するケーブルというので核計装ケーブルだったり、放射線に関するRFSのケーブルだったりというところで、
0:45:29	微弱なパルスとか使う、ノイズ対策をしたりしないといけないというところで、UL試験に後自己消火性の試験についてご報告するケーブルではあるんですけども、延焼性のアイドルの3、
0:45:43	河内さんの試験に合格しないケーブルになるので、火災防護の審査基準上の難燃ケーブル該当しないと。
0:45:50	いうものになります。ただゆ、延焼性について
0:45:56	延焼しないというふうにするために、専用の
0:46:00	ケーブルトレイだ。
0:46:02	幅のあるところ。
0:46:04	そこに頭頸部ルートとケーブルに
0:46:09	もしケーブルが発火したとしても、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:12	酸素供給がないように閉塞した児童等を退任して、スウェイ延焼しないというふうな設計にするというところで、非難燃ケーブルでありますけれども、そういう特別な対応をしますというところを記載してございます。
0:46:30	すいません原則って書いてるからってそういうことですねわかりました。
0:46:35	だから、あれですねちょっと最初ご説明いただいた中に入ってたと思いますけど、今回の添付資料って、
0:46:42	今回取りかえるペネだけの話を主体してるわけじゃなくて例えば今、確認したところで2ポツ火災防護の基本方針の中の話だと思っておりますけど、
0:46:51	基本方針で言ってるのは、
0:46:56	高浜で使う電気回線に関するすべてに対しての基本方針としてまずうたっていて、具体的な各3ポツ4ポツ5ポツで続く具体的な設計のところでは、今回、まさに市、関係する部分。
0:47:11	に限定して記載をしている。
0:47:15	下そこまでも限定はしてないん。
0:47:19	関西電力のみです。限定、限定してるといいますかはい。この1067ページのところの記載については、
0:47:29	限定して記載をしていると。
0:47:32	はいよ。ごめんなさい。
0:47:36	そういう意味で言うと4.1、
0:47:40	4ポツの火災の発生防止っていう項目あるじゃないですか。11ページから11ページが先ほどご説明いただいた16条のところのところに続いて9ページですけど、
0:47:49	小高野4とそこの具体的な項目では、今回のペネトレーションに限定した説明をしているのか、これも結局その発電所全体の電気配線貫通部共通の説明になっているのかっていうと、
0:48:00	関西電力のミイです。11、添付4-11ページの4ポツのところについては、先ほど西井さんがおっしゃられた通り、この今回取りかえのペネの説明になります。
0:48:12	規制庁西内ですわかりました
0:48:15	いつも正直、他電力情報も含めて個別申請だと結構悩むんですけど読み方が、要はシンケイジの時とか前たなので、
0:48:24	すべての説明項目から言えば全体に対する説明になってるんですよ。一方で今回個別の、要は、一つのものに対する説明なので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:32	どこからどこまでがその全体説明をしていてどこからどこまでがちょっと個別説明をしてるのかっていうデマケが結構
0:48:39	申請とかのによっても結構分かれることが多いので、ちょっといつも悩んだんですけど、今回はそういう整理ということで理解しました。ちょっとその性認識のもとで事実確認進めてもし何かあればまたヒアリングで確認をしたいと思いますので、
0:48:53	ちょっと現時点で気になってることを追加で、
0:48:55	なんですけど。
0:48:57	そういう意味でその個別具体的に説明をしている章である3ポツですかね、3ポツまでが基本事項だから、
0:49:04	衛藤。
0:49:06	3.1、
0:49:08	添付で言うと添付4-7ページですね。
0:49:13	添付4-7ページで、火災防護を行う機器等の選定というところで、2段落目のただし書きのところなんですけど、
0:49:22	ただし、電気配線貫通部のうち、不燃材料で構成される電線管等っていう、この電線管は今回まず該当ないですよ。
0:49:35	関西電力のみです。監督電線が、
0:49:40	電線管の、すいません。
0:49:43	本来ここ書くべきはこのケーブルトレイの写真、そこを書くべきで、すいません、江藤と野中に含まれるのがそのケーブルトレイのカバーは、
0:49:55	不燃材で構成されますということが言いたいことでした。なのでこのすいません、電線管という、電線管自体でいうと今回対象にはないです。はい。
0:50:06	規制庁西内です。ちょっと確認したかったのは、ここで言ってる電線管って、いわゆるペネからちょっと出てるっていうかペフェネレーションの中に含まれてるスリーブとかあるじゃないですか。
0:50:17	あそこを言いたかったわけではなくて、
0:50:20	ケーブルトレイの方痛かった話っちゃうことですか、これあくまで。
0:50:24	関西電力のビジネスもその通りです。
0:50:28	Nの本体のところ、電線管というふうには表現していないので、あくまでここの電線管等と言いたかったのは、その系ケーブルトレイ、
0:50:38	全部カバーで追われているところを言いたかったというところですよ。規制庁西内です。わかりました
0:50:46	あれですね

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:47	主語がちょっと明確じゃないっていうのが多分一番だと思うんですけど、
0:50:52	電気配線貫通部っていうと、基本そのスリーブとかの、いわゆる本体の話を飛ばして行って、それに使用しているケーブルっていう先ほど言いましたように、多分ケーブルは電気配線貫通部に含まれないと思うんですよね。
0:51:03	だからそもそもここ例えば電気配線貫通部のうちとだけ言われると、電気配線貫通部の中のスリーブ部分とかそういう話をしたいのかなっていうふうに思えるんですけど。
0:51:14	そういうその部材ごとに何、対象外としているものじゃなくてまず電気ペネ自体は対象ですよと。
0:51:21	最初だけど、
0:51:23	あくまでケーブルとかについては、そういう処置をするので対象外としたってそういうことですか。
0:51:29	だから若干でもその若干の入れ子な気がして、
0:51:36	そもそも今回行ってRMSと西野ケーブルは、
0:51:41	ちょっとまさに確認したかったのはここであるビスRMSにそのケーブルって、防護対象じゃないんですよ。高火災防護を行う機器等に選定してないんですよ。
0:51:51	してないんですけど、
0:51:53	何か電線管等は、対象外とするっていう何か理由が違う気がして、
0:52:02	まず、
0:52:03	何か今二つの説明が何か平行している気がしてですね。
0:52:07	RASとRFSとにそのケーブル、今回電気配線貫通部に使用するケーブルっていうのは、原子炉の安全停止に必要な系統として選定してないので、火災防護を行いませんっていう説明等、
0:52:20	不燃材料で構成されるので、
0:52:23	かつ先ほど4点、16ページとかですかね。
0:52:27	で説明いただいた、いわゆる非難燃を使うけど、金属筐体に収納するっていう説明が何か混在していて、
0:52:33	ただそもそも選定してないんだったら、何も説明されない話じゃないですか。
0:52:39	だけど一方で説明されていて何かよくわからなくなるんですよ。
0:52:43	多分、実態でいうと、対象じゃない以上なんです。ただ
0:52:49	どちらかというときちょっと被害者側っていうワードだったと思いますけどそういう観点で、非難燃だから金属筐体に収納する設計として、い

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	わゆる他のケーブルへの影響とかを抑えてるってそういう説明ではないんですかね。
0:53:05	関西電力のミイです。
0:53:08	今、西井さんとしゃべってて、
0:53:11	確かに、まず、この今回のペネ取りかえのニュースRFSのケーブルは火災防護を行う、原子炉の高温停止低温停止に係る機器選定していないので、
0:53:25	そういう観点では、説明は、
0:53:28	不要なものだなというふうにはすみません、今更ながら、
0:53:33	思っております。
0:53:35	ちょっと
0:53:38	申し訳ないですが持ち帰り、ちょっと整理をさせていただきたいと思うんですけども、そういうここ火災区画区域区画みたいの中にある他のものに影響を与えないようにという観点で、
0:53:50	こういう対策を行うというところは、
0:53:55	あるのかというちょっと今思っているのもちょっとそこは過去の既工認とかの内容も踏まえてちょっと整理して、
0:54:03	整理したいと思います。
0:54:07	規制庁西内です。そうですね一番大きい話が、
0:54:13	先ほど来からちょっと説明いただいている、
0:54:17	連携配線貫通部はまず火災防護対象っていう理解でいいんだと思うんですけど。
0:54:22	日数等RMSの使用してるケーブル、電気配線貫通部に使用してるケーブルは、
0:54:28	防護対象外。
0:54:29	ていうのが多分今説明したいこととしてまず頭にあると思うんですけど、
0:54:34	今回の添付資料の添 4-7 の 3.1 のところ、
0:54:38	2、火災防護を行う機器等の選定ってまさに書いてもらってるんですけど。
0:54:43	ここで、それがどう読めばいいんですかっていう話なんですよね。
0:54:48	先ほどその既工認から変更ないっていう話をされてたと思うんですけど、その説明が書いてないので、
0:54:54	添付資料上、
0:54:57	今回のこの、この 3.1 でしか火災防護を行う機器等で説明されてないと思うんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:04	一段落目でも完結しちゃっていて、
0:55:07	まず、
0:55:08	電気配線貫通部とそのケーブルは、
0:55:11	火災防護対策しますと、対象ですと言っていて、ただし、電線管は影響を受けないから対象外という説明になってるので説明が多分違うんですよ。今口頭で説明いただいた内容と添付書に書いてる内容が、
0:55:24	と今ちょっと説明を聞いて僕は理解したんですけど、ちょっとそこら辺の観点でちょっと整理をいただいて、説明をいただきたい。
0:55:32	何が正しい説明なのかっていうところですね。
0:55:38	関西電力のミイです。この河西のところの、各章ごとにどういうところを説明したいのかというところはちょっと整理して、別途ご説明させていただきたいと思います。
0:55:52	規制庁西内ですけど、多分入口だけの話だと思っていて、
0:55:57	多分、実態は先ほどご説明いただいた、原子炉の安全停止に必要な系統じゃないので、ケーブル自体は、特段、
0:56:07	防護対象じゃありません。
0:56:10	という多分説明だけだと思うんですよ。で、一方でちょっと1個だけ気になるのが、
0:56:17	Cvペ根井自体はCvとして、もちろんその火災防護対象というかなってると思うんですけど、
0:56:25	ケーブルは、いわゆるそのCVのバウンダリ機能としては、そこは期待してないという理解になるんですかね。
0:56:32	要は、
0:56:35	Cvが、
0:56:37	ペネが、
0:56:38	火災防護対象となったときに、先ほど一体で施工するって話もあったと思いますけど、そのケーブルも含めてそっち側で読む話として整理するものなのか。
0:56:48	どう解釈すればいいのかというところですね。
0:56:52	例えば今ここで説明しているのは、そういう観点で、そのケーブル自体についてもペネがペネ側として説明をしてるんですけどいうふうにも何か読めるのかなと思っていて、どう説明したいのかよく理解しきれなかったっていうのが正直なところなんです。
0:57:09	どっちにしても結果は、もう見えているので、
0:57:12	何をどう説明したいのかっていうのをちょっと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:57:15	順序立てて説明いただきたい。
0:57:17	というのがお願いしたいことです。関西電力のみです。衛藤いただきましたコメントを踏まえまして、
0:57:26	火災防護、
0:57:28	これは何を。
0:57:29	この、ここで言いたいのは、主語、主語とかですね、そこを明確にして、説明できるようにしたいと思います。
0:57:39	はい。そうですねよろしく申し上げます。ちょっと、まずかさで言うと、まずそういうところがまずちょっと読みづらい。
0:57:48	ていうところなのでちょっと資料を明確にさせていただき、場合によっては申請書直していただくっていうところをご検討いただければと思います。
0:57:57	で、
0:57:59	他の申請書、
0:58:01	他の添付書類についても基本的にはケーブルまでの説明をいただいているものと思えばいいんですけど。
0:58:09	例えば耐震性のところで言うとケーブルとかその追従するような要は、別に
0:58:14	影響受けないものだと思うので、
0:58:16	それだけの説明だと思いますけど基本的にはその頭で確認を引き続き進めて大丈夫でしたっけ。
0:58:26	関西電力のミイです。耐震とか強度のところでは、
0:58:32	ケーブルは特段登場しないという、
0:58:36	登場はしていません。はい。以上です。規制庁西内ですけど登場してないっていうのはいうなれば明確だからっていう部分なんですかね。いわゆる直接的に荷重を受けるようなものでは、直接というか
0:58:49	固定されてるようなものじゃなくていわゆる地震数に追従して動くようなものであるかってそういうような頭があるっていうことなんですか。
0:58:56	関西電力のミイです西井さんがおっしゃられた通りケーブルは、やわらかいといいますか。
0:59:03	追従して動くというところを踏まえて、特段記載していないというところですか。
0:59:09	はい。規制庁西内ですわかりました。ちょっとその頭で添付し引き続き確認を進めていきます。
0:59:15	ちょっと最後、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:18	ですけど、
0:59:20	さっきちょっと私が葛西の中出内田と言ったように、ケーブルって、
0:59:25	いわゆるバウンダリーとして何か期待しててんですけどつけるところをちょっと確認したかったというのがあってですね。
0:59:34	耐圧バウンダリーの範囲を補足説明資料で説明いただいていると思うんですけど、ちょっとお待ちください。
0:59:45	13 ページ部分。
0:59:55	ちょっとイメージが、すみませんあんまりわかんなくなっちゃったんですけど、バウンダリー部分ってこの黄色い範囲ですよねと。
1:00:09	モジュールAssemblyのところローで、
1:00:18	実際、ケーブルは貫通してて、その隙間をそのエポキシ樹脂で埋めているわけですよこのアセンブリの中の、
1:00:30	言うなれば、家ブルー
1:00:34	の隙間をアセンブリで埋めエポキシ埋めてるわけですよね。
1:00:42	旧振るって、
1:00:45	どうなん。どう解釈すればいいんですかねっていうのが若干わかんなくなっちゃったんですよ。
1:00:51	ケーブルはバウンダリーではない。
1:00:54	ちょっとそんな何か変なことを聞いている時間が若干あるんですけど、ちょっとどう、これ解釈ちゃうんだっけなんてのは若干迷ってしまって、
1:01:17	関西電力のミイです。ちょっと今までの考え方についてちょっと確認させてください。それで説明させていただきたいと思います。
1:01:25	そうですね実際にこれ、漏えい試験とかやるときにももちろんケーブル施工した状態でやるじゃないですか。
1:01:34	なんかそのケーブルに期待してるとしていうと何かすごい違和感が一あるんですけど、一方で、そこも含めてのバウンダリーと読むのが、何か自然な気もしたんですよ。
1:01:45	ちょっとそういう意味でさっきの火災防護の時にもちらっと触れたように、
1:01:49	このケーブルも、要はペネの一体として、バウンダリー機能として何か一緒に一体ものとして見ているのかどうかっていうところをちょっと頭を整理しておきたかったっていうところですよ。
1:02:42	はい、関西電力の伊井です。
1:02:44	坂今、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:46	新美も言った通り、バウンダリーの考え方を整理して説明させていただきたいと思います。
1:02:53	はい。規制庁西内ですそうですね。
1:02:58	おそらくケーブルに期待してるっていう説明には多分ならないとは思いますが、一方で一帯もノーっていう部分もあるのでちょっと頭をちょっともう少し明確に整理しておきたいっていうところでした。
1:03:09	よろしくお願いします。
1:03:13	はい。ちょっと、
1:03:16	あとは検査試験関係でちょっと聞いておきたいことがあって、
1:03:30	補足説明資料でいうと 55 ページ 56 ページ辺りなんですけど、
1:03:39	まず 55 ページで、関係スルー。
1:03:44	試験、
1:03:45	検査関係をまとめてここでいただいている、
1:03:48	衛藤。
1:03:50	最初の米印、すいませんさ、一番最下位てる米印 1 のところで、
1:03:56	今回の改造に伴う漏えい率試験の対象は手前中心に対しての説明としていただいていますけど、
1:04:04	やっぱり 556 提示。
1:04:07	2、
1:04:08	言ったときに、今度はB種試験は対象。
1:04:13	はい。
1:04:14	です。
1:04:16	て書いてるんですけど、
1:04:30	ちょっと待ってくださいすいません。
1:04:35	B種試験は、炉、溶接箇所に対しての試験って理解でよかったんですけど。
1:04:44	関西電力のミイです。B種試験は、溶接箇所が逆に対象にならない。
1:04:51	というところでこの辺に本体の
1:04:54	Oリングとか、
1:04:56	そういったところ、
1:04:58	の漏えい率を見ていると。
1:05:01	いうところになります。なのでこの、
1:05:04	A集をやるというのは全体漏えいやるといのは、この
1:05:09	特に本体溶接部まで含めて確認が必要というところなので、周試験をすると、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:16	いうところです。
1:05:20	すいません文意を理解できました。
1:05:22	あくまで、
1:05:24	溶接部が主体になった説明だからということがわかりますわかりましたありがとうございます。で、
1:05:31	衛藤。
1:05:35	ちょっと待ってくださいねすいません。
1:06:22	はい、すいませんお待たせしました。理解できますありがとうございます。で、
1:06:27	最初の方になかなか聞いてた。
1:06:31	圧力計の話。
1:06:36	これは小試験についての話でしたっけ。
1:06:44	ちょっとすいませんもう一度頭を確認整理したいんですけど、
1:06:49	B種試験の加圧範囲が 57 ページに書かれていて、
1:06:54	臨床試験はこの図に載っているものを使って、
1:06:59	やられるのかなあと思ったんですけどこれは通常時からついているものではなかったんですでしたっけ。
1:07:06	関西電力の浅野です。57 ページに記載しています圧力計については通常時取りつけている圧力計になります。
1:07:14	この圧力計の先になりますけどもそこに導管が、それから接続されておりまして、各電気ペネトレーションを、
1:07:23	まとめて、感じてるヘッダーに繋がります。そのヘッダーに恒設している圧力計を接続して、試験するのはB集試験で、
1:07:33	電気ペネトレーション内部の漏えいの確認ということでB種試験を行っております。
1:07:42	今、説明の中で、規制庁ニシウチですけど今説明の中であった構成された軋轢を取り付けておっしゃってるのは、それはあれなんですけどその試験のたびに取りつけに行くようなものだから、通常時に、
1:07:55	いう通常のペネトレーション写真最初の 15 ページとこでありますけど通常時から常に圧力計がついてるものではなくて、圧力計を接続できるこのヘッダーとか母管を、
1:08:06	つけてますよってそういう説明でしたっけ。
1:08:09	何か常に圧力計というか漏えい監視を常にしているって話を確かどこかで聞いた記憶があるんですけど。
1:08:16	関西電力の浅野です。漏えい監視用に、常に

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:20	恒設機器として、圧力計はついておりまして、検査の際には、
1:08:25	その角度を取れたものを別途そのラインに接続して、
1:08:30	検査をしております。
1:08:33	規制庁西内です。わかりましたから、
1:08:38	言うなれば、恒設の圧力計がまずついていてそれとは別に校正用の試験の試験時に使う試験用の圧力計をつける場所だけ開けていて、
1:08:48	そこに別途接続するそれともそれ一時的に取りかえるようなイメージをするんですかね。
1:08:53	それで関西電力のアサノで取りかえるわけではありません。あと空いてる接続部に接続して、
1:09:00	測定を行います。
1:09:02	わかりました。ここの、まさに 57 ページで言っているPC試験で使っているこの圧力計というのは、これは通常時からついその漏えい監視のためにつけてる圧力計ではなくて、
1:09:12	試験のためにまさに取り付けたという形のことを、イメージすればいいんですかね。
1:09:19	浅利笠間でその通りでございます。
1:09:22	わかりましたで諸試験は、
1:09:26	今度はCVの全体漏えい率の試験だと思いますけど、その時にはとこのペネ自体に何かしらその圧力をつけてとかそういう話ではなかったです。長谷部オクアサノでその通りでございます。
1:09:37	わかりました。だから、さっきの説明はBC試験について説明ということですよ。
1:09:42	わかります。どうもありがとうございます
1:09:48	原子炉規制庁の仲野です。今のところでちょっと僕がわかってなかったの確認なんですけれども、
1:09:53	補足説明資料の 58 ページにある、
1:10:00	AIIガス系統のラインにある浅部減った電通ガス系との間にある圧力計の※1 で書いてあるところこちらが、
1:10:07	試験のたびに、設置する圧力計という理解でよろしかったでしょうか。
1:10:15	関西電力の浅野です。58 ページに示している圧力については恒設ですべて手元もついているものになります。
1:10:22	この※1 の部分の、
1:10:25	近傍にその接続口がございますので、そちらにホース圧力計を
1:10:32	試験の実際に接続して検査をしております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:38	減少既設のナカノです社長ました。
1:10:45	規制庁西内です。
1:10:50	とりあえず、
1:10:52	現時点で聞きたかったところは以上ですかね私からは、
1:11:02	ちょっとだけ待っていただいてもいいですかすみません。
1:11:06	すみません渡瀬しました。一旦私からは以上で他に規制庁が何かありますか。はい。
1:11:16	すみません次長審査部門の奥でございます。念のための確認みたいなことで、教えていただければと思うんですが。
1:11:22	今回、
1:11:24	部材として、オーニングと、あとエフ・シー・シーを使ってということで、
1:11:29	これについては体積抵抗率がすぐれ、絶縁精度もよく長期健全性も評価されてということで、使っておられるというところだと理解してるんですけども。
1:11:39	ちょっと過去の研究では一定のその放射線照射の状況においては、エポキシ樹脂がこう劣化するみたいな研究結果が、
1:11:49	おそらくそれに該当しないということで熱が、高熱或いは放射線照射下においても安定して、性能が保持されるっていうことは確認されてるんだと思うんですが、
1:11:59	これも
1:12:01	そこはもう間違いないというか、実際どれぐらい
1:12:05	その補足的に開いた資料の3ページの方にも、
1:12:09	60年の通常運転に加えて、事故環境においても健全性が評価できるというふうにあるんですが、そこはもう今後取りかえるとかないぐらいもう安定してるものだというふうに書いてよろしいでしょうか。
1:12:20	関西電力のみです。この60年運転ということを見越したときに、もつかどうかという評価をして、ちょっとエポキシ樹脂等を持つというふうな評価になってますので、
1:12:32	今後取りか取替というところまで必要ないというふうに考えております。すみません。事業本部で何か補足あればお願いします。
1:12:41	関西電力事業原子力事業本部の真鍋です。近江が申した通り、通常運転時の放射線も踏まえて、家試験も実施してますし、事故時、もうちょっと歩行には実際には記載はしてないんですけども、
1:12:59	事故時の調査として1500、kGyという形で、もう十分包絡した放射線量を当てて、健全性を確認しておりますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:10	問題ないというふうにして考えております。以上です。
1:13:14	わかりました。ありがとうございます。P1 とオーニングが二つ、三つぐらいになってると思うんですがそれはもう、どちらも角田さん安定して、取り返そうなしというふうな、こういうのも含めてそこはそう理解しよろしいでしょうか。
1:13:28	浅井電力の原子力事業本部です。試験についてはもうリングもすべて含めた一体もので試験を実施しておりますので、問題ないと考えてございます。以上です。
1:13:40	次長の先生も多くでございます。了解しました。ありがとうございます。
1:13:47	はい。規制庁の西内ですけど他に規制庁側から何かありますか。
1:13:52	よろしいですか。
1:13:54	はい。
1:13:55	すいません関西電力の原子力事業本部ですけども、わかるんですけども、すみませんちょっとよろしいですか。先ほど西内さんから質問があった、バウンダリーの考え方家ケーブルの話なんですけれども、
1:14:10	ちょっと認識だけちょっと確認させていただきたいんですけども、今の補足説明資料の 57 ページにですね、
1:14:17	もうちょっと詳細な電気品の構造図がありまして、今ちょっと開けますか。
1:14:25	規制庁西内ですよろしくお願いします。
1:14:31	ところの記載でですね、一次ポッティングと 2 次ポッティングというふうにして分かれてまして、ちょっと色が分かれているところで、白っぽいところが一次ポッティングで 2 次ポッティングがちょっと色が濃いところ。
1:14:48	になってますんで、Kブルーはですねそのままちょっと認識がちょっと違ってたんですけども、ケーブルがそのまま貫通してるわけではなくて、一旦ここの、その一次ポッティング二次ポッティングを超えたところで、
1:15:04	皮膚を全部向いて同号になってます。
1:15:07	そこの部分で、樹脂で固めて、ここで気密性を担保しているというものでして、下の方にも一次ポッティング機密性 2 次ポッティングはあくまで、
1:15:19	侵入蒸気の侵入は防止はしてるんですけども、機密性までは担保してないという、いうものになってます。なので、負けケーブルはその気密性を担保してないって言うのは、
1:15:33	完全にそのケーブルで担保してるわけじゃなくても同号と、この一次ポッティングで、完全に樹脂で固めて、そこで蒸気をシャットダウンしているという意味で、ケーブルは

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:46	記事には関与してないというふうな理解でいるんですけどもこういった説明でご理解いただけますでしょうか。規制庁西内です。ありがとうございますイメージがわいてきましてちょっと待ってくださいねすみません。
1:16:04	あ、規制庁西内ですけど、ちょっともう1回だけ確認なんですけどすみません土蔵棒っていったものは、この図でいうところで導体って書いてる部分の話をしてるっちゃうことで、ごめんなさい。間違えました。衛藤。
1:16:19	このケーブルから、
1:16:25	ケーブルから、まず一次ポッティング材。
1:16:31	が、一次ポッティング白の方でしたっけ。
1:16:34	そうです。
1:16:36	1リポーター逆です。外側なので、もみじポッティングはその後ろに白いところですねポスティングは白で、
1:16:44	ここは電気絶縁とか
1:16:49	ここはあれですよね被覆材ケーブルには非ケーブルの導体には被覆材が巻かれていて、
1:16:56	2次ポッティングがあります。
1:17:03	その先に行ったときには、
1:17:07	ケーブルの被覆を剥がして導体だけにして、
1:17:12	導体の一次ポッティングだけになってるってことですよね。
1:17:16	そうですそうです。
1:17:17	なので金属ともう樹脂が密着してる状況なのでここで気密性を担保していると。
1:17:24	ここで気密性を担保してはいわゆるそのケーブル、
1:17:28	に機密性を担保していない。計器機密性がか関与していない期待していない。
1:17:34	という意味合いは、ちょっともう1回だけちょっと流れで説明いただいてもいいですかすみません。
1:17:40	ここ、KKブルー自体は、一旦この接続部で切れていて、こっから先はペネ本体の金属部分ど、導体。
1:17:54	胴体と同大の隙間を樹脂で埋めることで、バウンダリーを担保しているので、ケーブル外部リードについては、その気密性を担保担保というか期待をしていないと。
1:18:09	いう、りか良いです。
1:18:21	衛藤。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:18:23	西内です。
1:18:26	若干すいません構造を正しく理解できてなかった気がしませんしました。
1:18:38	だから、同棒ってさっき呼ばれたものが、
1:18:48	ちょっと待ってくださいねモジュール圧するこの左上の図でいうとモジュールあっせん部ってどこの部分でしたっけすみません。
1:18:56	ヒアリングAというのは、このおっきい押してるやつですよ。そうですね。左っ側の図でいうともう 10 個の
1:19:05	これがこの、何て言うんすかねこの 1 ポットイングにポットイング含めて全体的に
1:19:12	円筒形のものがこれが全体もモジュールアセンブリ理解でよかったですよ。
1:19:17	そうですねそれが右っかわのあの辺ちょっと概要図になってるんですけども、こういうものが三っこう繋がって
1:19:27	ポツポツぽっと入ったものが、電気弁としてこの一体物一体ものになってると。
1:19:33	で、ケーブル
1:19:36	でおっしゃってるのはあくまでこのモジュールアセンブリの中の、この接続部の部分までが、ケーブルって、関西電力として使っていて、そこから先はいろいろモジュールアセンブリなるっちゅうわけですか。
1:19:48	或いはどう言えばこの導体と、
1:19:51	一次ポットイングが機密部材部分になるって理解なんですかね。
1:19:57	おっしゃる通りです。ふうん。
1:20:00	ちょっとそのさっき配管貫通部の時に、配管がバウンダリ。
1:20:05	んになるかどうかみたいな話も若干あったんですけど、
1:20:08	そういう意味でいうとこの動態は、
1:20:11	導体、
1:20:12	も含めて気密性を、
1:20:15	期待している。
1:20:16	ていうことなんですかね。
1:20:20	あくまで決め手はやっぱりその一次ポットイングの方になるんですかね。
1:20:27	バウンダリー箇所としてはこの動態も含めてのところにはなるんですけども、
1:20:35	機能としては樹脂で密着させているので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:40	樹脂側の方に重きを置いているという、
1:20:44	だからあれですよねいうなればこの導体自体が、評価条件 200 度 2Pd とかで、そもそも損傷しないというか、そういうのが前提にあってって話なのっていうことですよ。
1:20:57	はい、おっしゃる通りです。あ、わかりましたまだ配管とかも結局同じ話であって、あくまでCVや、その配管部分が、その 200 度 2Pd耐えれますよ。その上で、そのシール部分について気密性を高めているってそういうことですよ。
1:21:12	だから、1 ポッティングだけで気密性っていうわけではもちろんなくて、言うなれば、ペネ自体もそうですし、導体もそうですし、
1:21:20	ていうところで一体性一体として気密性がありますよって話を理解すればいいわけですよ。
1:21:25	はい。
1:21:26	で、少なくともさっき私がケーブルっていう話で言うと、ケーブルについては少なくとも明確に違いますっていうことですよ。
1:21:33	こちらの通り、理解できますと。
1:21:38	理解できましたありがとうございます。
1:21:40	ちょっと一旦、
1:21:43	独特な補足への充実化とかあと特段不要でこの件は結構です。後で、
1:21:48	柴野の耐圧評価の時とかの話を見てちょっとまた疑問があれば、またそこを確認させていただきMaaSありがとうございます。
1:22:00	よければ、全体統制ですけど関西電力からあと何かありますか。他に。関西電力のミイです。本日いただきましたコメントで衛藤、引き続き対応が必要な事項、ちょっと認識共有させていただきたいなと思いますのでちょっと今からちょっと口頭にはなりますが、
1:22:18	お話しさせていただきます。
1:22:21	補足説明資料の 28 ページ。
1:22:33	この適用条文のところですけども 58 条のところを 24 ページのところの 21 条と同じような記載になるんじゃないかというところでここに、
1:22:44	内容は修正させていただきます。
1:22:48	飛びまして、
1:22:51	55 ページ。
1:23:04	漏えい試験関係ですけどもまず資料の修正というところで徒労下側の表、漏えい率試験のところの全体漏えい率試験試験の方の時間のところですね、約 24 時間となっておりますけどもここは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:18	24 時間以上という記載に修正させていただきます。
1:23:22	あと、パートナーこれ二つありまして一つは
1:23:28	夜久野 4203 の中には温度に関する確認も規定されているというところでこの温度に関する確認というのはどのようにしているのかというところ。
1:23:39	あと、計器の精度、
1:23:41	に関する内容ですけども浅野が説明した内容にはなりますけどもそれを補足説明資料に反映するというのがありますというのが、
1:23:51	55 ページのところと、
1:23:54	あとまた飛びまして、
1:23:58	85 ページ。
1:24:09	藤倫平に取りかえに伴ってケーブルが変わるとケーブルが変わることによってこの外部しゃへい機のところのシールも変わるというところなのでこのCuの構造であったりしよう。
1:24:20	というところを記載するのとそのシールというのは、新申請上の扱いとして申請対象ではないですよというようにところも明確にするというところで、
1:24:31	補足説明資料に反映させていただきたいと思います。
1:24:35	衛藤氏今野都築申請者側にはなりますけども火災防護のところの説明の中で、
1:24:42	主には主語ですよ。何名、ここの説明は何に対してしているのか、プラント全体のことを言っているのかとか、当該の申請の辺のことを言っているのかとか、
1:24:53	そういうところを明確に整理しまして、別途ご説明させていただくというところで、
1:24:59	内容により補正申請ということにもなるとは思ってますけどもまず整理させていただきたいというふうに考えております。
1:25:07	私が認識している、引き続き対応が必要な事項は以上と思っておりますが抜けとかありませんでしょうか。
1:25:19	規制庁西内ですけど何か気づきありますか。
1:25:24	私からいくつかですけど、55 ページのところ、
1:25:29	55 ページのところについては、
1:25:32	先ほどちょっと最後に確認した恒設の圧力計、要は、恒設の届けはそのリークテストとか、日常の監視に使っているっていうのはまさに 58 ページのところでも明確に書いていただいていると思うんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:44	それぞれとは別の圧力計で使うんだよってということがわかるように、明記をいただければと思います。具体的によければその
1:25:53	接続箇所がどういうイメージなのか横野サブヘッダーとかとの関係ですよね。
1:25:58	とかがわかるようにちょっと記載いただければ嬉しいかなと。
1:26:02	思います。
1:26:05	もし下 15 ページとかに現物の写真あるじゃないですか。そういうそういうところに何かポンチ絵みたいな形で何かここですみたいな形ばかりついていただければイメージも多分わかりやすいかなと思いますけど。
1:26:16	ちょっと恒設と追加でつけるもの、何か違いが明確にわかるようにいただきたいなというのが一つ追加で。
1:26:22	お願いします。
1:26:25	あと 85 ページの方で資料処置の話いただきましたけど、言わずもがなと思いますけどシール処置って何のためにしているのか、マニュアルの機密性のためにやっていて、それを変更するものではないよう、どうしようだよってということが明確にわかるように書いていただければと思います。
1:26:42	あと最後葛西農あの説明書の部分ですけど、
1:26:47	主語の話も私進めさせていただいたんですけど、主語の話は先ほどの説明で一旦は理解できましたので、要は 2 ポツの基本方針のところは、基本方針なので、全体説明です。
1:26:59	それ以降の 3 ポツ 4 ポツと下の所個別の章については、今回の具体的な内容は範囲について説明してますってところでタイトルである程度区別はできるのかなと思いますので、とりあえず理解はしました。もし、
1:27:10	違う整理であればまた別途ご説明いただきたいと思います。で、どちらかという主語よりも、
1:27:17	火災防護対象機器の選定の考え方ってところで、そもそも多分整理が必要なんじゃないかという気がちょっとしましたので、その観点でしっかり精査をいただいて、ちゃんと添付説明、添付の説明書
1:27:28	申請書として説明したいことがちゃんと書かれているかどうか表現されているかどうかというところを整理をいただきたいと思ってます。
1:27:36	どちらかという問題意識というか確認したいのは主語の明確化っていう観点よりも、どちらかという今回の結局火災防護対象機器って何ですか、っていうところ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:45	口頭でいただいている説明と添付説明書の記載が何か表現がちょっと違うような気がするのでそこをしっかりと精査いただきたいというところで、ご理解いただければと思いますが。
1:27:54	まず私からは以上ですがよろしいですか。
1:27:57	関西電力のミイです。今西さんからいただいた内容について、整理していきたいと思います内容を理解しました。
1:28:04	はい。衛藤規制庁ニシウチですけど他に規制庁が何かありますか。よろしいですか。
1:28:10	はい。
1:28:11	そうしましたらまずは今のお話点を含めて整理いただいて引き続き、
1:28:17	またヒアリングで事実確認ということだと思いますのでまた準備ができましたら、東京支社としても事務的にご連絡いただければと思います。
1:28:25	はい。ではそれ、スケジュールも含めてこれぐらいかなと思いますけど全体通して関西電力側から何かありますか。
1:28:33	関西電力のミイです。特にございません。
1:28:36	はい、衛藤原子力事業本部の方もよろしいですかね何かありますか全体通して。
1:28:41	原子力事業本部からも特にございません。はい。最後規制庁側から全体としてよろしいですか何かありますか。
1:28:50	はい。そうしますと今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思いますありがとうございます。
1:28:56	ありがとうございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。